

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案の概要

① 必要なサービスを給付する理念の明確化

- 一、目的規定等における文言の明確化
「その有する能力及び適性に応じ」という文言の削除

② 利用者負担の見直し

- 一、利用者負担について、応能負担を原則に
- 一、障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し、負担を軽減(高額障害福祉サービス費)

③ 障害者の範囲の見直し

- 一、発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
なお、高次脳機能障害については、厚生労働大臣の定める告示や通知において明記する

④ 相談支援の充実

- 一、相談支援体制の強化(市町村に総合的な相談支援センター〈基幹相談支援センター〉を設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化)
- 一、サービス利用支援
支給決定プロセスの見直し(サービス利用計画案を勧案)、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

- 一、児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行 など)
- 一、放課後型のデイサービス等の充実(児童福祉法に位置付け)
- 一、放課後型のデイサービスを20歳に達するまで利用できるようにする(現行は18歳に達するまで)
- 一、保育所等訪問支援を新たに規定

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

- 一、グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- 一、重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(個別給付化)

⑦ 成年後見制度利用支援事業の必須化

- 一、市町村の地域生活支援事業の中で、任意事業から必須事業へ移行

⑧ その他

- 一、事業者の業務管理体制の整備、精神科救急医療体制の整備等
- 一、附則
 - ・障害者等にかかる移動支援について検討規定
 - ・難病等への支援についての検討規定

施行期日:平成24年4月1日までの間において政令で定める日。

(①、③、⑧のうち検討規定は公布の日。④〈自立支援協議会にかかる部分を除く。〉、⑤は平成24年4月1日。)